

## 羽後町世帯住宅リフォーム促進事業の概要

### 助成対象者

子育て世帯（※1）又は大雪被災世帯（※2）であり、次の要件をすべて満たす者

- ① 羽後町に住所を有していて、かつ居住していること。  
(町外からの転入世帯について、工事完了後～実績報告書提出までに羽後町への転入手続きを完了する場合は対象とします。)
- ② 本人及び同一世帯に属する者が、町税及び町諸収入金を滞納していないこと。
- ③ 対象工事について、町で実施している他の制度による助成を受けていないこと。
- ④ 同一年度内に本事業の助成を受けていないこと。

(※1) 「子育て世帯」：同居者に18歳未満の者（申請年度の4月1日現在）がいる世帯または出産前で母子手帳の交付を受けた者がいる世帯。

(※2) 「大雪被災世帯」：令和2年12月1日から令和3年3月31日の期間に雪害により住宅が被害を受けた世帯。

### 対象住宅

対象者の主たる居住用住宅

(併用住宅については、住居部分が1/2ある併用住宅とする。)

### 対象工事

#### 【子育て世帯】

町内に事業所又は住所を有する法人又は個人が施工する**20万円**（消費税を含む）**以上の工事**で、令和4年3月31日までに実績報告をすることができる工事

- ① 耐震のための工事
- ② 老朽化、災害等による住宅の修繕及び補修のための工事
- ③ 壁紙の張替え、屋根又は外壁の塗り替え等、模様替えの工事
- ④ 住宅の増改築のための工事
- ⑤ 住宅に付属する設備等の設置工事で、町長が必要と認める工事

#### 【大雪被災世帯】

町内に事業所又は住所を有する法人又は個人が施工する**20万円**（消費税を含む）**以上の工事**で、令和4年3月31日までに実績報告をすることができる工事

- ① 雪害により被害を受けた住宅の復旧工事
- ② ①に掲げるもののほか、町長が必要と認める工事

## 対象外経費

助成対象経費は、工事に要する経費の総額から次に掲げる経費を除いた額とする。

- ① 倉庫、駐車場、フェンス等の住宅本体以外にかかる経費
- ② 農業集落排水への接続にかかる経費
- ③ 合併処理浄化槽の設置にかかる経費
- ④ その他助成対象工事として認められないものにかかる経費

## 助成金の額

### 【子育て世帯】

対象工事に要する経費の**20%に相当する金額（上限20万円）**

（その額に千円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨て）

※過去に同様の事業により助成金の交付を受けた世帯は、すでに交付を受けた助成金との合計額で、20万円を上限とします。

例：過去に12万円の交付を受けた場合、20万円－12万円＝8万円が上限となります。

### 【大雪被災世帯】

対象工事に要する経費の**10%に相当する金額（上限5万円）**

（その額に千円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨て）

※上記いずれの工事でも工事完了時に増額があった場合、助成金の増額はできません

**△△△原則補助金の交付申請は工事着工前をお願いします△△△**

**(大雪被災世帯で令和3年4月1日現在において、着工中又は着工後の方は下記までご相談ください)**

羽後町役場建設課

電話 62 - 2111